

事務連絡
令和7年3月24日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室

令和7年度医政局所管補助事業に係る事業計画書等の提出について

日頃より、補助金業務の円滑な運営にご協力いただきありがとうございます。

標記について、各都道府県から提出された事業計画書等に基づき、効果的・効率的な配分、迅速な執行を予定しています。

つきましては、下記のとおり事業計画書等の提出期限等をお知らせしますので、ご対応方よろしくお願いいたします。

記

1 事業計画書等の提出を依頼する事業

提出期日：令和7年5月16日（金）

ただし、医療施設等施設整備費補助金における重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業に係る提出期限は、**令和7年5月30日（金）**とする。

補助金名	うち募集対象外事業
(1) 医療施設等 施設 整備費補助金 (令和7年度当初予算分)	(12) 有床診療所等スプリンクラー等 施設整備事業 (15) 医療施設ブロック塀改修等施設 整備事業 (16) 新興感染症対応力強化事業（協 定締結医療機関施設整備事業） (17) 重点医師偏在対策支援区域にお ける診療所の承継・開業支援事 業
(2) 医療施設等 施設 整備費補助金 (令和6年度補正予算分)	

<p>※医療施設ブロック塀改修等施設整備事業、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業、新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）及び重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業のみ</p>	
<p>(3) 医療提供体制施設整備交付金 (令和6年当初予算繰越分及び令和7年度当初予算分)</p>	<p>(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業 (備蓄倉庫、研修部門、ヘリポートを除く)</p> <p>(15) 地域災害拠点病院施設整備事業 (備蓄倉庫、ヘリポートを除く)</p> <p>(16) 災害拠点精神科病院施設整備事業</p> <p>(23) 医療施設等耐震整備事業</p> <p>(30) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業</p> <p>(31) 医療施設浸水対策事業</p>
<p>(4) 医療提供体制施設整備交付金 (令和6年度補正予算分)</p> <p>※基幹災害拠点病院施設整備事業 (備蓄倉庫、研修部門、ヘリポートを除く)、地域災害拠点病院施設整備事業(備蓄倉庫、ヘリポートを除く)、災害拠点精神科病院施設整備事業、医療施設等耐震整備事業、非常用自家発電設備及び給水設備整備事業、医療施設浸水対策事業のみ</p>	

2 提出資料

(1) 医療施設等 **施設** 整備費補助金

- ・令和7年度医療施設等施設整備費補助金事業計画総括表（様式1）
- ・施設整備事業費内訳書（様式2）
- ・施設整備事業計画書（様式 3-1～3-14）

(2) 医療施設等 **施設** 整備費補助金

(全事業共通)

- ・令和7年度(令和6年度からの繰越分)医療施設等施設整備費補助金事業計画総括表(様式1)

(有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業)

- ・施設整備事業費内訳表(様式2)
- ・施設整備事業計画書(様式2(個表))
- ・施設面積内訳(対象・対象外面積一覧)(様式3)

(医療施設ブロック塀改修等施設整備事業)

- ・施設整備事業費内訳書(様式2)
- ・施設整備事業計画書(様式3-15)

(新興感染症対応力強化事業(協定締結医療機関施設整備事業))

- ・施設整備事業費内訳書(様式2)
- ・施設整備事業計画書(様式3-16)

(重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業)

- ・施設整備事業費内訳書(様式2)
- ・施設整備事業計画書(様式3-17)

(3)、(4) 医療提供体制施設整備交付金

- ・令和7年度医療提供施設等の整備に関する計画の提出について(00 交付要綱様式 第1号様式、01 基準額算出内訳書、02 個別様式)

※令和7年度当初予算分による事業実施を希望するものがあれば担当までご相談ください。なお、事業計画が令和6年度からの繰越分を超過した場合には令和7年度当初予算に振替させていただく場合があります。

- ・令和7年度(令和6年度からの繰越分)医療提供施設等の整備に関する計画の提出について(00 交付要綱様式 第1号様式、01 基準額算出内訳書、02 個別様式)

3 留意事項

(1) 今回送付する交付要綱は案となっていますので、今後変更となる可能性がございます。取り扱いにはご留意頂きますようお願い致します。(県 web サイト等での一般公開はお控えください)。

(2) 提出書類の作成においては、今回送付する様式を使用してください。また、(間接)補助事業者への参考資料の提出依頼は必要最低限とするようお願いいたします。

(3) 政府全体で予算の早期執行に取り組んでいるところでありますが、一部の都道府県からの書類の提出が遅れると全体の執行スケジュールが遅れることとなりますので、提出期日は厳守してください。また、間接補助事業者となり得る管内の施設等に対してもその旨、周知をお願いいたします。

- (4) 繰越予算である令和6年度当初予算分及び補正予算分を活用する際は、令和7年度で確実に事業を終了させてください。
- (5) 事業計画策定に当たっては、関係法令、実施要綱及び交付要綱等を遵守し、疑義については、事前に担当者に照会をしてください。

【補助金担当者】

医療施設等 **施設** 整備費補助金・・・胡

医療提供体制施設整備交付金・・・坂西

【メールアドレス】 isei-kessan01@mhlw.go.jp

※ 引き続きメールでの照会にご協力ください